

第2期北海道地域福祉支援計画素案についての意見募集結果

令和6年(2024年)年2月21日

第2期北海道地域福祉支援計画素案について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、4人、3団体から、延べ9件のご意見が寄せられました。
ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>来年度、改正障害者差別解消法が施行されるが、そのことは含まれているのか。</p>	<p>地域福祉支援計画は、高齢者・障がいのある人・児童その他福祉の各分野に共通的な事項を記載する、福祉分野のいわゆる「上位計画」として位置付けられており、施策別計画である「ほっかいどう障がい福祉プラン」と整合を図り、一体的に推進していくこととしていますので、法改正の趣旨を踏まえ、関係部局と連携しつつ、各種の施策を実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>既存の他計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分をもって地域福祉計画の一部にすることができることとなっており、この解釈から「総合福祉計画に内包されている」という理由により、地域福祉計画を策定していない市町村がある。</p> <p>改めて、地域福祉計画の策定意義を伝えていただくとともに、地域福祉計画と地域福祉に関係する計画との関係性を体系的に整理し、計画の一体化や連携・協働関係のあり方を明確に示していただきたい。</p>	<p>国からは、市町村における既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすこともできる旨が示されています。</p> <p>道としては、策定率が6割台にとどまっている地域福祉計画の現状を踏まえ、他計画の活用方法や一体的な策定に係る考え方を周知徹底しつつ、地域の実情に応じた多様性のある計画が策定されるよう、引き続き、各市町村を支援していきます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>地域福祉実践計画を策定していない市町村社協の未策定の最も多い理由が「市町村の地域福祉計画が策定されていない」という内容であることから、一体的な策定に向けてより積極的に働きかけていただきたい。</p> <p>特に、それぞれの使命・役割や機能を発揮できるように、計画を一体的に策定することの効果やメリットを明示するほか、地域福祉実践計画との関係性や役割分担等、具体的な連携方法、策定方法(委員会の設置方法)等について示していただきたい。</p>	<p>社会福祉協議会が中心となって策定する地域福祉活動(実践)計画は、住民同士が自主的・主体的に地域福祉を推進していくことを目指すものであることから、市町村地域福祉計画との一体的策定や一部共有など、相互に連携を図ることが求められています。</p> <p>道では、地域福祉計画を策定していない市町村等に対しては、それぞれの計画が持つ役割を明らかにした上で、一体的な策定を含め、実際の策定例を用いた具体的な手順の助言を行うなどして、引き続き市町村への支援に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

<p>この項目の趣旨としては、住民と専門機関や地元団体・企業などの地域福祉の基盤となるネットワークづくりを進めていくことが目的と捉えており、行政と地域の関係機関、団体、地域住民相互との協働の意識が生まれ、実際の協働の機会が設けられ各自治体の創意工夫による地域福祉計画の策定が重要であると考えます。</p> <p>ついては、グラフ等に示されている民間企業への業務委託の内容については、この項目で伝えるべき趣旨から外れており、計画策定における一つの方策として、他項目で記載した方が望ましい。</p>	<p>第4章-1-(1)-③は、地域福祉計画の「住民参加や民間企業との協働による策定」について記述したものです。</p> <p>当該計画の策定に当たっては、「福祉は行政が行うもの」という意識ではなく、住民や民間企業・団体等によるパートナーシップの考え方が重要とされていることを踏まえ、素案においては、ニーズ調査への住民参加や官民協働による内容協議などの必要性を示したものですので、ご理解願います。</p> <p>ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>	C
<p>ひきこもりの推計値が平成30年度のもので、データが古く、最新のものは内閣府が令和5年3月に公表された全国約146万人となっているので、訂正してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4章-2-【2】-(3)-④の本文において、直近（令和4年度）の国調査による推計値が「全国で約146万」とされている旨を追記しました。</p> <p>なお、2段落目において、平成30年度の調査結果を記述している部分は、「若年層のみならず、中高年の存在や期間の長期化が明らか」となった時点を示す趣旨ですので、原文を維持することとします。</p>	A
<p>福祉の専門職は、給与や休暇が少なく、適切な労働環境が整備されないなど、非常に過酷な状況である。準公務員化（給与、福利厚生、処遇を公務員に準ずる）が必須ではないか。</p> <p>複数名で対応にあたり、担当制を撤廃することで、公正中立化を徹底し、24時間365日交代制で対応に当たることができる。</p> <p>社会福祉法人や福祉事業者等への第三者委員会による監査を徹底し、収支や役員報酬（公務員に準ずるように規制）の適正化を図る必要がある。</p> <p>福祉支援を考えるのであればまずは労働環境の整備を行い、福祉従事者の確保が先決。働く人が報われることで、福祉についてのイメージが改善される。</p> <p>その後、民間や市民への養成・周知を進めることで地域へと浸透し包括的支援が成しうるのではないかと考える。</p>	<p>福祉や介護の従事者を確保するに当たっては、若年者から高齢者まで多様な年齢層に幅広く情報発信を行い、これらの仕事に対する理解を深め、イメージの向上を図るため、職場見学やイベント開催等の普及啓発を推進していくことが必要であり、引き続き理解促進に取り組んでいきます。</p> <p>また、人材の参入促進と同時に、労働環境の改善に向けた相談支援や健康対策を推進するとともに、研修等を受講するために代替職員を雇用した場合の人件費等を補助するなど、現在働いている方の職場定着や離職防止を図る取組が重要であり、引き続きこうした施策を実施していきます。</p> <p>ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>	C

<p>北海道が主体となって、福祉・介護分野の人材を育成する学校を設置するなど、人材のすそ野の拡大を図る強力な対策が必要。また、一定期間、道内の福祉・介護分野に就職した場合に、授業料が返還されるなど、経済的負担軽減策も必要。</p> <p>北海道庁の職員を東京、大阪など大都市圏に配置し、北海道への移住支援と一体的に、福祉・介護分野の専門的な人材の誘致を強力に進めることが必要。</p> <p>若い世代に介護職の魅力を発信することで、将来的な職業の選択肢となるよう、福祉教育カリキュラムを充実させることが必要。また、保護者や教員に対しても福祉や介護に対する魅力を伝える機会を確保する必要がある。北海道が実施する「次世代の担い手育成推進事業」の申請・報告事務等を簡素化するなど、積極的な活用につながる取組を進めるべき。</p>	<p>介護を必要とする方などが地域で安心して暮らし、適切なサービスを受けるためには、従事する人材の安定的な確保が必要であり、道では、多様な人材の参入促進に向け、福祉・介護分野の無料職業紹介や就職説明会を開催する福祉人材センターを運営し、東京で開催している移住・交流フェアでのPR活動を実施しているほか、養成施設等の学生を対象とした修学資金の貸付や介護職員として再就職する際の準備金の貸付など、経済的な支援に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、道では、「次世代の担い手育成推進事業」により、小中学校等に福祉・介護の専門職や有識者をアドバイザーとして派遣し、高齢者の介助方法や体験学習など、福祉に関する授業を行うことで、児童生徒の福祉・介護に対する興味・関心を高めていく取組を行っており、今後とも、教育関係機関や福祉の職能団体等と連携しながら、引き続き福祉・介護分野の将来を担う人材の育成を図っていきます。</p>	B
<p>「地域福祉を支える人づくり」への提案として、近年、大きな商業施設や大型スーパーが増えていることから、地域に大学があり学生が居住している場合には、地域と大学が連携して地域福祉に参加してほしい。</p> <p>ケースワークまでは必要としていないが、手を差し伸べてほしい人々（高齢者・障がい者・困り事のある方）はたくさんいるので、若者に協力してもらいたい。</p> <p>コミュニティワークを学習して地域の人々に関わり、商業施設やスーパーに高齢者の見守りを行う「見守り隊」を作ってはいかがだろうか。自然に話しかけ、手助けするボランティアを養成したい。</p>	<p>道では、全ての人々が役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けて、年齢や属性を問わず、ボランティアや住民主体の自主活動を推進しているところであり、高齢者や障がいのある人など、見守りが必要な方を地域社会全体で支援するため、各地域で見守り支援体制の充実強化に向けたマニュアル策定を行っているほか、福祉に関する各種のサポーター制度を拡大するなどして、地域住民の方々による社会参加の一層の促進を図っています。</p>	B
<p>民生委員となって社会的な活動をするに当たり、会社や企業などで新たな許可制度を設けているところはあるのだろうか。働きながら民生委員の活動をする方が増えている中、仕事を休みやすい環境があれば、担い手も増えるものと思う。</p>	<p>民生委員・児童委員が働きながら活動するには、勤め先の理解促進や活動のための休暇を取りやすい職場環境の整備が重要であるため、道では、引き続き、民生委員制度の意義などの普及啓発に努めてまいります。</p>	B

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

保健福祉部福祉局地域福祉課地域福祉推進係
電話011-204-5267